

2010 年世界農林業センサス調査結果速報

平成 22 年 2 月 1 日現在で農林業経営体を対象として実施した「2010 年世界農林業センサス」の調査結果（速報）について静岡県分をとりまとめたので公表する。

なお、調査結果（速報）の数値は概数値であり、確定値は調査結果報告書（確報）として平成 23 年 3 月末に公表予定である。（県設定調査項目である販売目的で栽培（作付け）した茶、みかん、メロン、いちご、鉢もの類の栽培（作付け）面積についても同様）

農林業経営体数は41,039経営体、5年間で15.9%減少

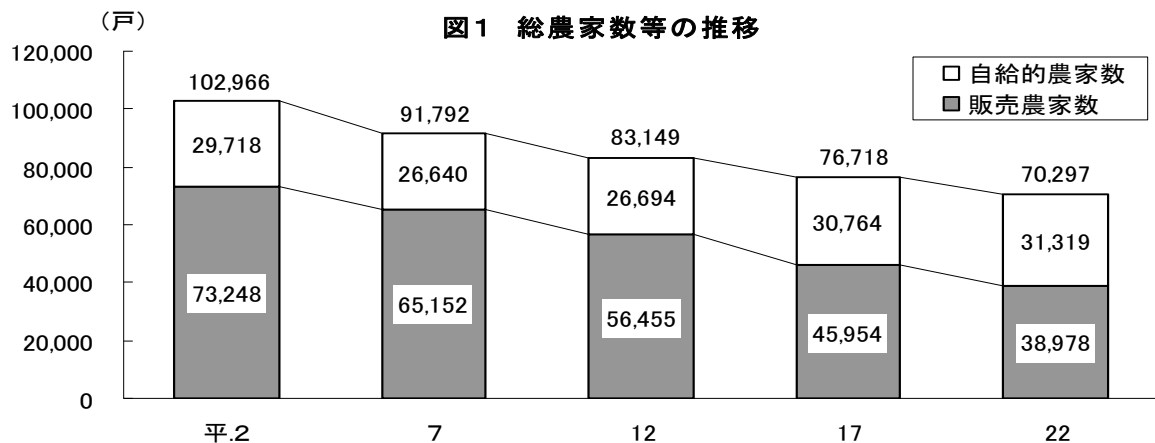
このうち、農業経営体数は 40,102 経営体で前回（平成 17 年調査。以下同じ。）に比べ 15.1%、林業経営体数は 2,873 経営体で 32.5%、それぞれ減少した。（農林業経営体等の定義は裏面参照）

全国の状況は、農林業経営体数が前回に比べ 17.2%、農業経営体数が前回に比べ 16.4%、林業経営体数が前回に比べ 30.1%、それぞれ減少となった。

総農家数は70,297戸、5年間で8.4%減少

このうち、販売農家数は 38,978 戸で前回に比べ 15.2%減少し、自給的農家数は 31,319 戸で前回に比べ 1.8%増加した。（農家等の定義は裏面参照）

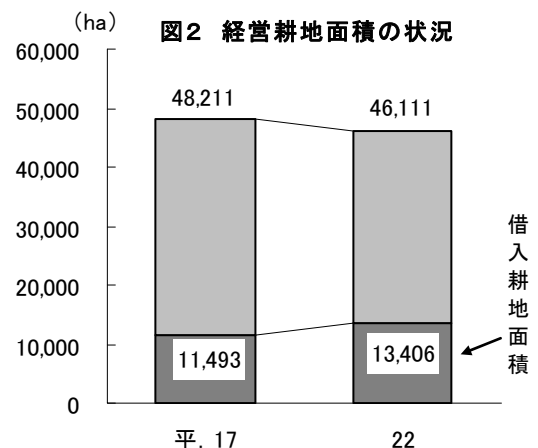
全国の状況は、総農家数が前回に比べ 11.2%、販売農家数が前回に比べ 16.9%、それぞれ減少したが、自給的農家数は前回に比べ 1.4%増加となった。



農業経営体の経営耕地面積は46,111ha、5年間で4.4%減少

このうち、借入耕地面積は 13,406ha で前回に比べ 16.6%増加した。

全国の状況は、経営耕地面積は前回に比べ 1.6%減少、借入耕地面積は前回に比べ 29.0%増加となった。



全国の状況(静岡県的位置)

総農家数は全国第13位であり、農林業経営体数は全国第20位となっている。一方、経営耕地総面積は全国第23位となっている。

| 農林業経営体数 | | | | 総農家数 | | | | 経営耕地総面積 | | | |
|---------|------|-----------|------|------|------|-----------|------|---------|------|-----------|------|
| 順位 | 都道府県 | (経営体数) | 前回順位 | 順位 | 都道府県 | (戸) | 前回順位 | 順位 | 都道府県 | (ha) | 前回順位 |
| | 全国 | 1,726,600 | | | 全国 | 2,528,622 | | | 全国 | 3,633,245 | |
| 1 | 福島 | 72,604 | 3 | 1 | 長野 | 117,340 | 1 | 1 | 北海道 | 1,068,255 | 1 |
| 2 | 茨城 | 71,801 | 1 | 2 | 茨城 | 103,233 | 2 | 2 | 新潟 | 150,874 | 2 |
| 3 | 新潟 | 69,227 | 2 | 3 | 福島 | 96,612 | 5 | 3 | 秋田 | 128,647 | 4 |
| 4 | 長野 | 66,174 | 4 | 4 | 兵庫 | 95,517 | 4 | 4 | 岩手 | 126,630 | 3 |
| 5 | 岩手 | 59,296 | 5 | 5 | 新潟 | 92,307 | 3 | 5 | 茨城 | 123,900 | 5 |
| 20 | 静岡 | 41,039 | 21 | 13 | 静岡 | 70,297 | 14 | 23 | 静岡 | 46,111 | 22 |

(参考)

○ 農林業経営体

「農林業経営体」とは、農産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定に該当する事業を行う者をいう。このうち「農業経営体」とは、ア、イ、ウのいずれかの事業を行う者であり、「林業経営体」とはエ、オのいずれかの事業を行う者である。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①露地野菜作付面積 15a | ②施設野菜栽培面積 350㎡ |
| ③果樹栽培面積 10a | ④露地花き栽培面積 10a |
| ⑤施設花き栽培面積 250㎡ | ⑥搾乳牛飼養頭数 1頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 1頭 | ⑧豚飼養頭数 15頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 150羽 | ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽 |

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

エ 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。)

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

○ 農家

農家は世帯概念であり「農家」、「販売農家」、「自給的農家」は下図のとおり定義される。

